

名張市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギー電気の利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備等の導入に係る経費に対し、予算の範囲内で名張市太陽光発電設備等設置費補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第3条第1号に規定する太陽光発電設備であつて、次のアからウまでのいずれにも該当するもの
 - ア 商用化されており、広く一般に導入実績があるものであること。
 - イ 中古設備、リース設備又は第三者が所有するものではないこと。
 - ウ 増設又は買換えに係るものではないこと。
- (2) 蓄電池 別表に定める仕様を満たす蓄電池であつて、次のアからクまでのいずれにも該当するもの
 - ア 太陽光発電設備に付帯して設置するものであること。
 - イ 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであつて、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであること。
 - ウ 商用化されており、広く一般に導入実績があるものであること。
 - エ 中古設備、リース設備又は第三者が所有するものではないこと。
 - オ 増設又は買換えに係るものではないこと。
 - カ 非常用予備電源ではないこと。
 - キ 定置用であること。
 - ク 蓄電容量20キロワット時以下のものであること。

(補助対象事業及び経費)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「事業」という。）は太陽光発電設備又は当該太陽光発電設備に付帯して設置する蓄電池（以下これらを単に「設備」という。）の購入及び設置とし、補助の対象となる経費はその事業に要する費用（工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）（以下「購入等費用」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅等（自ら所有し、居住（第9条の規定による報告を行う時点において、所有し、居住する予定である場合を含む。）する市内にあり、又は新築される家屋その他市長が適当と認めるものであって、土地に定着するものをいう。以下同じ。）の屋根に太陽光発電設備を設置する者であること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者（第9条の規定による報告を行う時点において、本市の住民基本台帳に記録される予定である者を含む。）であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 購入等費用に関し、国、県等からの補助金その他の助成を受けて事業を実施する者でないこと。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- (7) 国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項（固定価格買取制度の認定を取得した者に係る部分を除く。）を遵守する者であること。
- (8) 事業において設置した太陽光発電設備により発電した電力量の30パーセント以上を第6条の規定による申請に係る住宅等の敷地内において、自ら消費（その住宅等が店舗兼住宅である場合には、その住宅部分において消費する場合に限る。）する者であること。
- (9) 事業において設置した太陽光発電設備により発電した電力量のうち、前号の自ら消費する電力を控除した後の電力を売電する場合には、当該電力に温室効果ガスの排出削減効果に関する付加価値を有する状態で売電する者であること。
- (10) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、事業により取得した温室効果ガスの排出削減効果について、Jクレジット制度（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第5号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量（平成22年経済産業省、環境省告示第3号）第4号に規定するJクレジット制度をいう。）への登録を行わない者であること。
- (11) 名張市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 太陽光発電設備 発電出力（太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値をいう。以下

同じ。) 1キロワット(1キロワット未満の端数は、切り捨てる。)当たりの工事費及び設備費(消費税及び地方消費税を除く。)を合算した額と70,000円を比較して少ない方の額に発電出力(10キロワットを超えるときはこれを10キロワットとする。)を乗じて得た額とする。

(2) 蓄電池 蓄電容量1キロワット時当たりの購入及び設置に要した費用(工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。)(キロワット表示の小数点第2位以下切り捨てる。)(155,000円を超えるときは、155,000円とする。)に3分の1を乗じて得た額に蓄電容量を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とし、その蓄電容量が10キロワット時を超えるときはこれを10キロワット時とする。

2 補助金は、1の住宅等につき1回に限り、かつ、1人につき1回に限り交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、名張市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより、申請しなければならない。

(1) 見積書及び内訳書の写し

(2) 設置場所及びその付近の見取図

(3) 設置予定箇所の写真

(4) 設備(付帯する機器を含む。)の仕様等が確認できる書類の写し

(5) 誓約書(様式第2号)(施工業者が作成する誓約書については、申請の日から30日以内に提出すること。)

(6) 発電する電力の想定量、自家消費する電力の想定量、売電する電力の想定量、過去1年間の電気代及び世帯の人数がわかる書類

(7) 委任状(代理人により申請する場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の受付期間)

第6条の2 補助金の交付の申請の受付期間は、年度ごとに市長が定める。

2 市長は、前項の規定により申請の受付期間を定めたときは、市ホームページその他の方法により、周知に努めるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、名張市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不適当と認めるときは名張市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前条の規定により申請をした者は、前項の規定による交付の決定を受けた日以後でなければ、当該申請に係る事業に着手してはならない。

(変更等の申請)

第8条 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その決定を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、名張市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に、必要な書類を添付して市長に提出することにより、申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、名張市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、名張市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより、その実績を報告しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 購入等費用の領収書の写し（内訳を確認できるものに限る。）

(3) 設備（付帯する機器を含む。）のメーカー、型番等が確認できる書類の写し

(4) 設備の保証書の写し

(5) 事業が住宅等の新築又は購入に伴うものである場合には、当該事業に係る住宅等の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し

(6) 一般送配電事業者（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。）との発電設備の系統連系に係る契約書の写し

(7) 設備の設置状況が確認できる写真

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、及び必要に応じて現地調査を行った上で交付すべき補助金の額を確定し、名張市太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書（様式第8号）により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日又は事業の属する年度の1月末日のいずれか早い日まで、名張市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出することにより、補助金の交付を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第11条 前条第3項の規定による交付を受けた者は、設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供しようとするとき（以下「財産処分等」という。）は、あらかじめ名張市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第10号）を市長に提出することにより申請し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により、当該設備の財産処分等をする場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、国の承認を経た上で、その財産処分等を承認すべきと認めるときは、名張市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第11号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な行為により、補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、直ちに当該決定を取り消すものとする。この場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を命じるものとする。

2 前項後段の規定による補助金の返還の期限はその命令があった日から起算して20日以内とし、当該期限内に納付がない場合はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(自家消費割合報告書)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した日の属する年度の翌年度からの3年分の当該補助金に係る設備により発電した電力の自家消費の状況について、次項の期間ごとに名張市太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書（様式第12号）を市長に提出することにより、報告しなければならない。

2 前項の規定による報告については、毎年4月1日から翌年の3月31日までを1の期間とし、それぞれその期間ごとに市長が定める期日までにしなければならない。

(現地調査等)

第14条 市長は、補助金に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者、交付決定者又は施工業者（以下「申請者等」という。）に対し、報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 申請者等は、前項の規定による報告又は現地調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助金の交付を受けた者は、事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年

度から起算して5年間、保管しなければならない。ただし、その設備（第11条第1項本文の規定により、財産処分等をしたものを除く。）が法定耐用年数を経過しない場合には、当該法定耐用年数が経過するまでの期間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の名張市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の規定は、令和8年6月1日以後に交付を決定した補助金について適用し、同日前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。